

I. 平成 27 年度の事業運営方針

公益社団法人化後 3 年が経過し、公益社団法人としての学会活動が軌道に乗りつつあることを踏まえ、法人化時およびそれ以降に構築した運営体制を検証し、さらなる効率的な運営を目指す。公益社団法人としての学会活動について、以下に具体的な方針を示す。

1. 【研究発表会等の活動】 学術講演会やシンポジウムの実施により、学術・技術レベルの向上を図る。また、電子顕微鏡大学やサマースクール、支部講演会等の活動によって、会員相互の情報交換だけでなく顕微鏡学分野全体の学術的レベル向上と各事業の公益性向上を図る。
2. 【調査・研究活動】 学術運営委員会のもと、研究部会、分科会やその他の学術的活動を学術講演会・シンポジウムへと有機的に繋げ、効率的かつ効果的な活動を実施する。
3. 【学術誌（欧文誌、和文誌）の発行】 欧文誌「Microscopy」については、Impact Factor を向上させる施策を引き続き実施し、世界的なステータスをより向上させることに努める。また、和文誌「顕微鏡」は記事の内容の充実を図り、会員全体への情報提供とレベルアップに資するものとする。
4. 【研究業績の表彰等の活動】 顕微鏡分野の発展のために研究業績を表彰するとともに、当該分野の技術や研究の発展および奨励のために積極的に活動する。また、電子顕微鏡技術認定試験を実施し、技士認定事業を推進する。
5. 【顕微鏡学の普及・啓発、外部団体との連携事業】 教育・産業界に向けた社会貢献事業を企画し、顕微鏡学の普及・啓発のための活動をさらに推進する。また、他学協会等外部団体との連携活動を活発に行い、それを通して顕微鏡学の普及および新たな展開の可能性を探る。
6. 【国際事業】 IFSM、CAPSM 等とより密接な関係を構築するとともに、今後の顕微鏡学において主導的な役割を担える体制を構築する。特に今年度は、秋のシンポジウムに代わって、第 2 回東アジア顕微鏡学会議を開催する。
7. 【その他の事業の方針】
 - (1) 学会運営に必要な規程・規則類を見直し、体系的に整備することを検討する。
 - (2) 将来の顕微鏡学を担う若手の育成に注力し、その目的での事業を検討し実施する。
 - (3) これまでの運営状況を総括し、より効率的かつ効果的な事業運営が実施できるよう事務局を含めて、業務体制を整備する。

II. 事業

1. 研究発表会、講習会等の開催（定款第 4 条第 1 項の 1）

本年度は、研究発表会、講習会として、以下の行事等を実施する。

(1) 研究発表会

研究発表会として、下記の学術講演会およびシンポジウム等を実施する。

① 第71回学術講演会（実行委員会委員長：倉田博基）

テーマ：「新しい顕微鏡学の開拓」

会期：平成27年5月13（水）～15日（金）

会場：国立京都国際会館（京都市左京区宝ヶ池）

② 第59回シンポジウム

今年度は開催せず、代わりに第2回東アジア顕微鏡学会議を行う。

会期：平成27年11月24日（火）～27日（金）

会場：姫路商工会議所（姫路市下寺町）

③ 分科会および研究部会が主催する講演会

分科会・研究部会において、講演会、シンポジウム、チュートリアル等を実施する。分科会および研究部会の活動の詳細については、第2項（調査、研究、見学および視察）に述べる。

④ 支部講演会：北海道、関東、関西、九州の各支部において、下記の講演会およびシンポジウム等を実施する。

(i) 北海道支部：支部講演会、時期・場所等詳細は未定

(ii) 関東支部：第40回関東支部講演会、時期・場所等詳細は未定。

(iii) 関西支部：関西支部特別講演会他、関西支部特別企画、時期・場所等詳細は未定

(iv) 九州支部：九州支部学術講演会：時期・場所等詳細は未定

(2) 講習会

本年度は顕微鏡学の普及啓発およびレベルアップのための講習会として下記のチュートリアル等を実施する。

① 第25回電子顕微鏡大学（実行委員会委員長：三留正則）

会期：平成27年6月11日（木）～12日（金）

会場：東京大学本郷キャンパス（東京都文京区）

② 第26回電子顕微鏡サマースクール（実行委員会委員長：立花利公）

会期：平成27年7月31日（金）～8月2日（日）

会場：東京慈恵会医科大学（東京都港区）

2. 調査、研究、見学および視察（定款第4条第1項の2）

本年度の調査活動・研究活動は、学術運営委員会で方針を検討した上で、以下の活動を行う。学術運営委員会は調査・研究活動だけでなく講演会等の方針も検討する。学術運営委員会は調査・研究活動を統括するとともに、講演会・講習会、分科会および研究部会それぞれの活動の連絡を密にするための連絡会を適宜開催する。

(1) 分科会および研究部会の活動

公益社団法人化初年度であった平成24年度に、公益社団法人としての調査・研究活動等のありかたを検討し平成25年度からは新制度での分科会、研究部会を発足さ

せ、それぞれにおいて調査、研究活動を開始した。学術運営委員会がこれらの分科会・研究部会を統括することによって互いに連携してもらうとともに、平成 26 年度に設立した若手研究部会を発展的に継続し、特に顕微鏡学の将来を担う若手の育成および啓発のための調査・研究事業として実施する。

- (2) 広報活動：広報委員会を設置し、広報活動を実施する。広報委員会は学会ウェブサイトの運営を始めとし、会員への顕微鏡分野の各種情報の周知、さらには非会員に対しても顕微鏡分野の種々の情報提供および普及啓発活動を実施する。特に国際交流活性化のために本学会の英語版ホームページの充実を計る。なお委員会は適宜開催する。

3. 学術誌、学会誌および学術図書の発行（定款第 4 条第 1 項の 3）

本年度は下記に記す欧文誌、和文誌および会報等を発行する。

- (1) 欧文誌 Microscopy（Journal of Electron Microscopy から名称変更）

- ① 発行巻・号、発行部数、平均掲載頁数、発行予定日は下記の通り。

平成 27 年度中に、第 64 巻 2 号～6 号および第 65 巻 1 号を発行する。オンライン発行により、合計 600 頁、隔月 20 日発行予定。

- ② 欧文誌発行のために、Microscopy 編集委員会を構成し、編集を実施する。

Microscopy 編集委員会は、必要に応じて適宜開催する。

- (2) 和文誌「顕微鏡」

- ① 発行巻・号、発行部数、平均掲載頁数、発行予定日は下記の通り。

第 50 巻 1 号～3 号を発行する。冊子体で 2100 部、合計 230 頁程度、4 月 30 日、8 月 31 日、12 月 31 日に発行予定。

- ② Microscopy 誌のミニアブストラクトを掲載する。

- ③ 和文誌発行のために、和文誌編集委員会を構成し、編集を実施する。和文誌編集委員会は、必要に応じて適宜開催する。

- (3) 日本顕微鏡学会会報

- ① 発行部数、平均掲載頁数、発行予定日は下記の通り。

冊子体で 2100 部、合計 18 頁程度、和文誌と同時に発行予定。

- (4) その他必要に応じて学術図書の発行または発行の検討を実施する。

4. 研究業績の表彰および研究の奨励（定款第 4 条第 1 項の 4、5）

本年度は、下記の業績表彰、および技士認定を実施する。

- (1) 業績の表彰

学会賞（瀬藤賞）、論文賞・和文誌賞、技術功労賞、奨励賞について選考を行い、受賞者を表彰する。

- ① 本年度の表彰

(i) 第 60 回日本顕微鏡学会 学会賞(瀬藤賞)

(ii) 第 16 回日本顕微鏡学会奨励賞

(iii) 第 30 回日本顕微鏡学会論文賞および和文誌賞

(iv) 第 20 回日本顕微鏡学会技術功労賞

② 賞の授与：平成 27 年 5 月 13 日（水）～15 日（金）の第 71 回学術講演会にて各賞の授与を行う。

③ 賞の選考：次年度の表彰のための選考委員会を構成し、各賞の選考を行う。

(2) 技士認定

① 電子顕微鏡技術認定試験の実施

認定資格：電子顕微鏡一級技士，電子顕微鏡二級技士

開催時期：実技試験 平成 27 年 9 月 24 日（木）から 10 月 16 日（金）の間の
任意の日

筆記試験：平成 27 年 10 月 3 日（土）

場 所：慶應義塾大学医学部等、詳細は未定。

② 電子顕微鏡技術認定委員会

認定委員会委員長：勝又修

認定委員会副委員長：山田博之

電子顕微鏡技術認定試験の試験問題の作成・採点・合否判定を行う。

5. その他必要な事業（定款第 4 条第 1 項の 6）

(1) 将来構想委員会：今後の学会活動の方向性の検討に資するため、将来構想委員会を設置し、顕微鏡学を取り巻く状況の調査等より、今後のあり方について提言を行なう。

(2) 支部活動：北海道、関東、関西、九州の各支部において、それぞれの地区に応じた研究活動、普及・啓発活動等の事業を実施する。

(3) 若手研究者育成：顕微鏡学の将来を担う若手の育成および啓発のための事業を多角的に検討して実施する。

(4) 公益事業企画推進：公益事業企画推進として、教育・産業界等へ向けた社会貢献事業の企画を推進する。

平成 27 年 5 月 16 日（土）京都大学・宇治キャンパスにおいて一般市民講座および顕微鏡体験ワークショップを実施する。

(5) 規程等の整備・改正：公益社団法人としての効率的な運営に必要な事項、および顕微鏡学関連の学術分野の発展に資する活動の実施に必要な事項について、その規程・規則類の整備および改正を実施する。

(6) Microscopy 広報活動：Microscopy 編集委員会は、雑誌の国際的ステータス向上のためにプロモーション活動を積極的に実施する。

6. 国内外の関連諸団体との連携の強化策（定款第 4 条第 2 項）

本年度は、下記の海外および国内の関連団体等との学術的連携・情報交換ならびに協力等を行う。

(1) 海外連携（国際事業）

① 国際事業として、下記の国際団体と密接に連携するなかで、顕微鏡学における日本

の国際的な立場の向上および顕微鏡学の普及と発展に努める。

- (i) 国際顕微鏡学連合(International Federation of Societies for Microscopy ; IFSM)
- (ii) アジア太平洋顕微鏡学会(Committee of Asia Pacific Society for Microscopy; CPSM)
- (iii) 東アジア顕微鏡学会議 (East-Asia Microscopy Conference)

- ② 本年度は第2回東アジア顕微鏡学会議(EAMC-2)が兵庫県姫路市(会期:11月24日~27日)で開催されるので、その十分な支援を行い、学術的に内容が充実した会議を目指す。
- ③ その他、関連する分野の国際会議等との連携を必要に応じて検討する。

(2) 国内連携

- ① 日本国内の下記の団体と連携を行う。
 - (i) 公益社団法人日本工学会:他学会事務局との横断的な交流を目的として事務研究会に参加する。
 - (ii) 日本学術会議との連携を密に保ちながら活動する。
 - (iii) 公益財団法人風戸研究奨励会との連携を検討する。
- ② 他の学協会との連携を行う。
 - (i) 他学協会等が主催する、顕微鏡学および関連する分野の講演会等への協賛等を行う。
 - (ii) 特に、日本生物物理学会とは、その年会中に共同セッションを開催する。